

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録

①ライセンス料を伴う知的財産権対象技術への対応〔実施契約書第105条関係〕

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	実施契約書 (案)	47	第105条	第02項		新技術の導入	「運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業等に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす」とされています。これは運営権者が過度の負担を負い、又は県又は次期運営権者が過大な利益を無償で享受することになりますので、基本的には本事業終了日を以て当該技術の提供を終了することとし、県からの要請があった場合に必要に応じて県と運営権者で将来の利用方法を協議する旨の規定として頂けませんか。	原案のとおりとします。 知的財産権の対象となっている技術の利用について無償かつ無制限に許諾して頂きますが、当該技術に関するシステム、サービス又は保守管理業務を、事業期間終了後において無償で提供して頂くことは想定しておりません。 例えば、クラウド型サービスにおいて、当該サービスを維持するのにコストがかかる場合における当該コスト（たとえば、サーバーの利用料等が考えられます。）について運営権者に負担して頂くことは想定しておりません。 なお、任意事業には、本条項は適用されません。
第1回	実施契約書 (案)	47	第105条			新技術の導入	本条にいう「知的財産権」には、ライセンスは含まれないとの理解で宜しいでしょうか。例えば、SPCが、ある技術やソフトウェアについて、特許権や著作権を有するのではなく、ライセンスを受けて使用していただけの場合は、本条第2項の義務を負うことはないとの理解で宜しいでしょうか。	運営権者がライセンスの提供を受けている知的財産権についても本条の対象となりますが、実施契約書（案）第105条第2項に定める「知的財産権」には、運営権者がライセンスの提供を受けている知的財産権は含まれません。
第2回	実施契約書 (案)	48	第105条	第02項		新技術の導入	第105条第2項に基づく許諾については、無償かつ無期限であること以外の条件（県が指定する者への許諾に関する条件を含む。）について、別途県と運営権者で協議することをご確認ください。なお、県が指定する者に対する許諾は、運営権者から当該指定する者に対する直接的な許諾ではなく、運営権者から県への許諾とその条件に基づき、県が当該指定する者に再許諾する形をとることとください。同第3項についても同様です。	実施契約書（案）第105条第2項及び第3項に基づく許諾に関して、現時点で特段の条件を付すことは想定していませんが、条件の追加につき協議することを妨げるものではありません。ただし、その場合であっても、無償かつ無期限の使用許諾を制限する条件を付すことは想定していません。 知的財産権対象技術の利用について無償かつ無期限の許諾を頂きますが、当該知的財産権対象技術の使用に係る各種サービスについてまで無償とすることを求めるものではありません。 なお、県が指定する者に対して県から再許諾を行う形式とすることは想定していません。
第2回	実施契約書 (案)	47	第105条	第02項		新技術の導入	「無償かつ無期限で許諾したものとみなす」とありますが、運営権者が許諾しなければならないのは「知的財産権」の利用についてのみであり、「知的財産権の利用」に関して必要となるその他の費用について含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「知的財産権の利用」に関して必要となるその他の費用としては、導入費用、クラウドサービス利用料、メンテナンス料等を想定しています。なお、導入費用としては、運営権設定対象施設における知的財産権の継続利用のための初期設定等の作業、操作マニュアル作成作業、システムの操作者向けの説明会といった作業に費用が発生する場合のその費用を想定しています。 なお、運営権者又は第三者（以下「ライセンサー」といいます。）が県の指定する者に対して知的財産権の無償かつ無期限の利用許諾をする場合、県は、当該県の指定する者をして、当該知的財産権対象技術の目的外使用の禁止その他ライセンサーの知的財産権の保護のために合理的に必要となる措置（運営権者との間でライセンス契約を締結することを含むが、これに限りません。）を取らせよう努力します。
第2回	実施契約書 (案)	47	第105条	第03項		新技術の導入	知的財産権の対象となっている技術の利用について無償かつ無期限の許諾を求めるのは、事業期間終了後に貴県への利用制限的な措置（利用を拒否する、利用困難となる費用を要求する等）が取られることによって運営権設定対象施設の運営が困難となるのを防止する目的であり、SPCが事業期間中に負担していた当該技術の利用に関する費用に比べて、法外な費用カットを求めるものではなく、貴県および貴県の指定する者への利用許諾を理由とした新規費用を追加して要求することを認めない、という主旨と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。